

(現行)	(改訂案)
○ 償却・引当に関する検査について I. 償却・引当に関する検査の目的 償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。 また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。 さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。 したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。 <u>(注1) 割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うこととする。</u>	○ 償却・引当に関する検査について I. 償却・引当に関する検査の目的 償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。 また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。 さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。 したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。
(略)	(略)

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)		(略)	(略)	
(1) 一般貸倒引当金	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。 そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。 予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証する。 ① 平均残存期間等の検証 平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 具体的には、当座貸越に係る債権をどのように平均残存期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。 ② 貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映し		一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。 そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。 予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証する。 <u>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</u> ① 平均残存期間等の検証 平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 具体的には、当座貸越に係る債権をどのように平均残存期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。 ② 貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映し	

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。 （一般貸倒引当金の算定方法） 予想損失額を算定する方法 予想損失額 ＝ 債権額×予想損失率 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 ① 貸倒実績率による方法 貸倒償却等毀損額 ÷ 債権額 ② 倒産確率（件数ベース）による方法 倒産確率 ×（1－回収見込率） （注）「1－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。	ていない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。 また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。 なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。 （中略）		特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。 （一般貸倒引当金の算定方法） 予想損失額を算定する方法 予想損失額 ＝ 債権額×予想損失率 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 ① 貸倒実績率による方法 貸倒償却等毀損額 ÷ 債権額 ② 倒産確率（件数ベース）による方法 倒産確率 ×（1－回収見込率） （注）「1－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。 なお、要注意先に対する債権のうち、<u>債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「DCF法」という。）がある。</u>	ていない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。 また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。 なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。 （中略） ロ、DCF法に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証 <u>債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（平成 年 月 日日本公認会計士協会）に基づいて貸倒引当金が算定されているかを検証する。</u>	

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
①正常先に対する 債権に係る貸倒 引当金	(略)	(略)		(略)	(略)	
② 要注意先に対 する債権に係る 貸倒引当金	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積っていただく必要があるものと認められる。 例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。 なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	(注) 今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。 (注)「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。	<u>イ、貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法</u> 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、<u>貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法を用いる場合、</u>債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積っていただく必要があるものと認められる。 例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先（<u>以下、「その他要注意先」という。</u>）に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、<u>通常、</u>妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。	<u>イ、貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</u> 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。 要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、<u>通常、</u>平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	(注) 今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。 (注)「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
				<u>ロ. 要管理先の大口債務者に係る引当方法</u> (イ) 要管理先の大口債務者については、<u>DCF法を適用することが望ましい。</u> <u>DCF法は債権単位で適用することが原則であるが、債務者単位で適用している場合であっても、合理性があると判断されれば妥当と認められる。</u> <u>なお、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難なため、やむを得ずDCF法を適用しなかった債務者については、個別に残存期間を算定する方法等により貸倒引当金を算定することが望ましい。</u> (ロ) <u>将来キャッシュ・フローの見積り</u> <u>将来キャッシュ・フローの見積りは銀行の最善の予測でなければならず、回収実績等、客観的根拠をベースに不確実性を適切に反映するなど慎重に決定し、毎期見直さなければならない。</u> (ハ) <u>割引率</u>	<u>ロ. 要管理先の大口債務者に係る引当方法の検証</u> (イ) DCF法を採用している場合には、<u>債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額について貸倒引当金が計上されているかを検証する。また、債務者単位で適用している場合は、合理性があるかを検証する。</u> (ロ) <u>将来キャッシュ・フローの見積りの検証</u> <u>将来キャッシュ・フローの見積りは、合理的で十分に達成が可能であると認められる前提、仮定及びシナリオに基づいた銀行等金融機関による最善の予測となっているかを検証する。</u> <u>将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、債務者に影響する諸般の事情を検討した上で、過去の回収実績等合理的かつ客観的な証拠に基づき慎重に決定されているかを検証する。</u> <u>また、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、決算の都度見直されているかを検証する。貸倒引当金の計上額についてバック・テストを行い、最善の予測と将来の結果との乖離が生じた場合には、必要に応じ、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオ等を含めた貸倒引当金の計上方法を見直しているかを検証する。</u> <u>さらに、将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、原則として、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報を利用しているかを検証する。</u> (ハ) <u>割引率の検証</u>	(注)「大口債務者」とは、当面、与信額が100億円以上の債務者をいう。以下同じ。

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
				<u>割引率は、債権の発生当初の約定利 子率又は取得当初の実効利子率とす る。</u> (二) 総額の適切性等 <u>DCF法に基づく貸倒引当金計上額 が、要管理先の大口債務者の信用リス クの程度を十分に充たす必要がある。</u> <u>また、被検査金融機関のDCF法の 適用及び貸倒引当金の決定は、合理的 かつ客観的な証拠によって裏付けられ なければならない。</u> <u>ハ、要管理先又は破綻懸念先からその他 要注意先に上位遷移した大口債務者の 引当方法</u> <u>前期以前に要管理先又は破綻懸念先 としてDCF法又は個別的な残存期間 を算定する方法により貸倒引当金を算 定していた大口債務者が、その他要注 意先に上位遷移した場合、原則として 経営改善計画等の期間内は、DCF法 又は要管理先に対する引当手法を適用 することが望ましい。</u>	<u>将来キャッシュ・フローを債権の貸出条件の緩和を実施 する前に当該貸出金に適用されていた約定利子率、又は、 取得当初の実効利子率で割引いているかを検証する。</u> (二) 総額の適切性の検証 <u>DCF法に基づく貸倒引当金計上額と過去の貸倒実績 率又は倒産確率に基づき今後の一定期間における予想損 失額を見込む方法によって算出した金額とを比較する等 により、貸倒引当金の水準の十分性や合理性について検証 する。</u>	

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。 なお、個別貸倒引当金は、每期必要額の算定を行う。	個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。		個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。 <u>また、個別貸倒引当金は、每期必要額の算定を行う。</u> <u>なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、貸倒引当金の計上方法としてDCF法がある。</u>	個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。 キャッシュ・フローの合理的な見積りにについては、要注意先に対する債権に準じて行っているかを検証する。	
① 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金	破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間の予想損失額を見積っていけば妥当なものと認められる。 「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」 イ、Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。） 上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債	破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含めⅢ分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。 イ、Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 (i) 今後の一定期間の検証 予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、検証を省略して差し支えないものとする。 (ii) 貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失		破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。通常、今後3年間の予想損失額を見積っていけば妥当なものと認められる。 「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」 イ、Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。） 上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債	破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含めⅢ分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。 イ、Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 (i) 今後の一定期間の検証 予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、<u>通常</u>、検証を省略して差し支えないものとする。 (ii) 貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失	

	（現行）			（改訂案）		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。 なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適	額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 (h) 異常値排除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。 (二) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。 ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。 (ホ) 予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。 なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。 (A) 前期以前の予想損失額の検証 個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点で		務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。 なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適	額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 (h) 異常値排除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。 (二) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。 ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。 (ホ) 予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。 なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。 (A) 前期以前の予想損失額の検証 個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点で	

(別添 3)

信用リスク（DCF法・1年・3年基準）

	（現行）			（改訂案）		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。	の将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。 (ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者毎にⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともにⅢ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。 なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループ毎の予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。	(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。	用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。	の将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。 (ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者毎にⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともにⅢ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。 なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループ毎の予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。	(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。
	ロ、売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法	ロ、Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。		ロ、売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法	ロ、Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。	
				<u>なお、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。</u>	<u>キャッシュ・フローの見込期間については、原則として、経営改善計画等に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能な場合には5年程度、それ以外の場合は3年程度としているかを検証する。</u>	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）